

## 傍観から傍聴に

田口真義

先日、裁判員ネット主催「第3回フォーラム」(2010年11月20日)に参加させていただき、自分の中で発見した“気づき”から行動指針となる観点を整理してみました。

### 【報道の効果】

当日の夜、NHKのニュースにてフォーラムの様子が一部取り扱われました。そもそも、フォーラムのテーマも「裁判員の精神的負担」であり、ニュースでも翌日の新聞各紙でも「精神的負担」という部分に焦点を絞った報道であることは十分理解しています。そのうえで全体としてネガティブな印象を視聴者、読者に与えていたような気がしました。

翌日、取引相手(顧客)からTVを見たと言われたため、どのような印象だったか尋ねたところ「裁判員・死刑・守秘義務・負担」というキーワードだけがその方の脳裏に残り、細かいことは何だったのかわからなかったとのこと。また、街中で出会った何人かの顧客に小声で「大変ねえ」「大丈夫、言わないから」と神妙な面持ちで言われ、複雑な心境になりました。

一様に声をかけることも憚られるような、空気や視線を感じました。私が意識し過ぎの感は否めませんが、映像はじめ各種報道機関の情報伝達精度の限界を垣間見た気がします。もっとも、視点を変えれば成功と捉えるべきなのかもしれません。

### 【情報の選択と責任】

私はフォーラムで「各種報道機関から提供される情報の判断は、受け手である私たちに委ねられる」との意見を述べましたが、それは当然提供側の適正な報道姿勢への信頼に基づくことが前提です。

市民に向けたフォーラムでしたので、敢えて受け手側の責任を問いましたが、前提として公平で公正な報道があり、是でも非でも、常に中立な位置から情報を正しく提供されることが求められます。

もちろん各社、各記者の見解というものがあるので、その論点は提供されたほうがよいはずですが、それを受け手側に押し付けるのではなく、投げかけてほしいのです。そこで初めて受け手側に、安易に見出しだけで判断する先入観ではなく、何が正しいのか、自分の考えはどうか、よく吟味し選択する責任が生まれるのではないのでしょうか。

ここで語弊を避けるために述べておきたいのは、決してNHKや各種報道機関に対する苦言等ではないということです。短く限られた時間枠(字数枠)の中で、伝えたいことを端的に印象強く視聴者(読者)に届けるために工夫を重ねている結果ですので、当日の報道内容は精神的負担を表現するためのひとつの作品として捉え、評価し尊重いたします。

私たち裁判員経験者の声を、世の中に最も効率よく伝えることができるのは各種報道機関であることは明白な事実です。

### 【傍聴と傍観】

では、問題はどこか。やはり情報の受け手である私たち国民の姿勢なのです。私はフォーラムにて裁判員ネットの学生・インターン生と触れ合い話すことで、こんなにも若い方々が真剣に研究し、懸命に検証を行い一人でも多くの人に裁判員制度とその問題点や傾注点を知ってもらおうと努力しているの

かと、まさに青天の霹靂でした。

彼らの活動の一つに市民モニターという裁判員裁判を傍聴し検証するものがあります。彼らが私と話しをする時の姿勢はまさに傍聴そのものです。「聞く」のではなく「聴く」、心を傾けて相手の心情や背景に気持ちを馳せて聴くという姿勢。

対して先のニュース放送後、まるで腫れ物に触るような、不憫な者を見るような視線を私に送られた方々は、目の前に流された情報を無自覚に“傍観”しているのではないかと考えます。傍観とは傍で成り行きを見ているだけで、自分の事ではなく他人事として無責任で無関心な状態。

この傍観する者とは、発信される情報を受け取る国民の大多数にあてはまるのではないかと想像します。無関心でいることが自己防衛の手段になり、当事者意識の希薄な“傍観者”を生み出しているのではないのでしょうか。

### 【浸透していない制度の本質】

「大丈夫、言わないから」と声をかけていただいた方は、私が裁判員経験者であることを、自分が知っていることが守秘義務違反になるのだと間違えて認識されていました。

これは制度スタートに向けた裁判所の広報が「とにかく裁判員制度が始まるんだ」という主旨のみに傾倒し、守秘義務や制度への具体的な内容や意義の理解推進が疎かになっていた結果だと考察します。

審理そのものは「見て聞いてわかりやすい裁判」としての創意工夫は十分伝わってきます。しかし「見て聞いてわかる守秘義務および制度」という部分においては不十分どころか、ほぼ浸透していない状況です。裁判員制度の認知度こそ高いものの、ほとんどの国民が自分には関係のない対岸の火事として、無自覚に傍観してしまっているのではないのでしょうか。

実体験に基づく仮説ですが、裁判員経験者の抱える精神的負担の一端は、声を上げることによる報道被害を恐れるだけでなく、周囲や地域ひいては国民全体が裁判員制度というものを十分に理解していないが故に、話したくても沈黙してしまうことにあるのではないかと考えます。

ましてや裁判員経験者自身も守秘義務について詳しく知らないことが、いつ違反になるかわからない不安を増進させ、余計に負担を重くしている結果になっています。このような沈黙せざるを得ないような環境があるために、裁判員経験者は心の拠りどころを求め、忘れる以外には抜け出すことのない迷宮を彷徨っているのが現実です。多くの裁判員経験者は私と同様に話したいはず、伝えたいはずなのです。

### 【知らないことの不幸】

私は幸いにも裁判員経験者ネットワークに出会い、他の裁判員経験者と交流でき、元メンバーとも再会し守秘義務に囚われない会話を存分にできる機会を持てたうえ、法律分野においても心理的分野においても、何か不安なことがあればすぐに専門家の指示を仰ぐことができます。

この環境は裁判員経験者にとって何にも代えがたい大きな安心です。そして不幸にも多くの裁判員経験者は、このような桃源郷が存在していることを知らないのです。

裁判員経験者が具体的な守秘義務の範囲や注意点を知らないことは不幸です。安心して経験者同士の交流を持てる、裁判員経験者ネットワークを知らないことはもっと不幸です。そして裁判員制度の意義や裁判員に課される守秘義務の中身を知らない国民は最も不幸です。

## 【開かれた司法制度とは】

守秘義務を完全に排除することが、被害者や被告人はじめ事件関係者の人権を著しく損なうことは、十分理解しています。誰にも知られたくない秘密を漏らされる苦痛は想像に易いです。

それこそ信頼の上の義務だと認識しています。だからこそ、話して「よいこと」「いけないこと」を具体的に理解し、且つ国民社会が開放的に受け入れてくれる姿勢があれば、国民的財産である貴重な経験を大いに語れるのです。

判決後「裁判官は語らずと言います」、「この経験を世の中に語るのはみなさんしかいません」といわれ、私は裁判員制度を広く世の中に伝える役目を託されたのだと直感しました。しかし現実には知らないが故に沈黙する裁判員経験者と、知らないが故に無口になる閉鎖された社会でした。

『司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること』（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律：第1条）つまり『開かれた司法制度を目指す』のであるならば、国民はもとより裁判員または職務終了後の裁判員経験者にとっても開かれた裁判員制度であることが必然ではないでしょうか。

裁判員経験者に開かれた社会の形成は「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」の充実にも勝るとも劣らない課題の一つであると提唱します。

## 【希望の光と存在意義】

傍観してしまうことが一般化した国民の中でも、一縷の望みとなるのが裁判員ネットの若者たちです。彼らのひたむきな傍聴する姿勢をせめて国民全体の半数でも模倣できれば、今後の裁判員裁判は日本の司法における非常に重要な役割を担うと確信します。

隣人が誰かも知らないくらい、人との繋がりが希薄になった現代の日本社会において、年齢も性別も職業もバラバラの6人の他者が集まり、それこそ他者たる被告人の人生を左右する真剣な議論を、各人の良心と全人格をかけて真摯に行う裁判員制度の存在意義は、あらゆる他者とあらゆる関わりを持つことができることにあります。

自分以外の他者に無関心で無自覚に傍観してしまう国民に、自分以外の他者に自分のことのように心を傾け、気持ちを繋ごうとする“傍聴者”となることを促していくことこそ、裁判員制度を国民的議論に発展させていくための、最良ではなくとも一つの手段なのではないでしょうか。

## 【義務から権利へ】

私は人と人が繋がることのできるこの裁判員制度を前進的に捉え、“義務”ではなく国民の自由を国家権力に不当に奪われることのないよう、刑事裁判に国民が直接関わりチェックすることができる、国民の“権利”なのだと考えます。

そのような、国民として当然の権利という意識を次世代の若者たち、または将来の裁判員候補者たちに説き伝えることが大変有意義であることは間違いありません。

裁判員ネットの若者たちがいる限り、裁判員制度を失くしてはいけなし、より充実した良い制度にしていくことは、私が裁判員経験を通じて啓示された使命だと自覚しております。

(2010年12月5日)